引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化(社会保障施策に要する経費への充当)することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和3年度太良町 一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

(歳入) 地方消費税交付金 165,447 千円うち社会保障財源分 93,636 千円

(歳出) 254,023 千円

(単位:千円)

	業名	経費		財		A	原
事			特 定 財 源			一般財源	
			国 県 支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	30, 250	7, 514		200	22, 536	13, 000
社会保険	杵藤広域圏 組合負担金 (介護保険費)	198, 960				198, 960	62, 636
保健衛生	定期接種 委託料	24, 813	347		6, 000	18, 466	18, 000
合	計	254, 023	7, 861		6, 200	239, 962	93, 636